

公益社団法人にいがた緑の百年物語緑化推進委員会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人にいがた緑の百年物語緑化推進委員会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を新潟県新潟市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成 7 年法律第 88 号。以下「緑の募金法」という。）第 2 条第 1 項に規定する森林整備等の推進及びにいがた緑の百年物語県民運動（21 世紀の百年をかけて、県民が主体となって、木を植え緑を守り育て 22 世紀の県民に「緑の遺産」を引き継ぐための運動をいう。以下同じ。）に関する事業を実施することにより、緑豊かな新潟の創造と地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 緑の募金（緑の募金法第 2 条第 2 項の緑の募金をいう。以下同じ。）の推進及び緑の募金による寄付金の管理
- (2) 緑の募金法第 2 条第 1 項に規定する森林整備等（以下「森林整備等」という。）に関する事業
- (3) 森林整備等の事業を行う者に対する交付金の交付
- (4) にいがた緑の百年物語県民運動（以下「百年物語県民運動」という。）に関する普及啓発
- (5) 百年物語県民運動の推進に関する事業
- (6) 百年物語県民運動の推進に関する事業を行う者に対する支援
- (7) 森林整備等及び百年物語県民運動に関する情報又は資料の収集及び提供
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入 会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会 費)

第7条 この法人の事業活動に恒常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入が1年以上なされなかったとき

(2) 総正会員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(会費等の不返還)

第11条 退会し又は除名された会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 会 長、副 会 長 及 び 役 員

(会長及び副会長の設置)

第12条 この法人に、名誉職として会長1名及び副会長若干名を置く。

2 会長及び副会長の選任及び解任は、総会において決議する。

3 会長及び副会長の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、その定時総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

4 会長及び副会長は、無報酬とする。

(役員を設置)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事10名以上14名以内

(2) 監事2名

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とし、1名を常務理事とすることができる。

3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、

常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、業務を執行し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順序により、その職務を行う。

(監事の職務及び権限)

第16条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第17条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第18条 役員は総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第19条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 総会

(構成)

第20条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第21条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の総額

(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 2 2 条 総会は定時総会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 2 3 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 2 4 条 総会の議長は、総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第 2 5 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 2 6 条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員数の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 1 3 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 2 7 条 総会の議事については、法令において定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事の中から議長が指名した 2 名以上の理事が、前項の議事録に署名押印する。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第 2 8 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 2 9 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第 3 0 条 理事会は、理事長若しくは副理事長が招集する。

2 理事長及び副理事長が欠けたとき又は理事長及び副理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第 3 1 条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 3 2 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 専 門 部 会

(専門部会)

第 3 3 条 理事長は、この法人の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議を経て、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次に掲げる事項を行う。

(1) この法人の事業計画を策定し、理事会に提出すること

(2) 理事会から諮問された事項に対し、理事会に参考意見を提出すること

3 専門部会は、常務理事 1 名、理事若干名及び事務局員 1 名で構成する。

4 専門部会の委員は、理事会において選任及び解任する。

5 専門部会の運営の細則は、理事会において定める。

第 8 章 緑 の 募 金

(運営協議会の設置)

第 3 4 条 この法人に、緑の募金法第 7 条第 2 項に規定する諮問に応じて、毎事業年度の緑の募金に関する事業の事業計画、収支予算、事業報告、収支決算及びその他緑の募金の運営に関する重要事項を調査審議する機関として運営協議会を置く。

(運営協議会の組織)

第 3 5 条 運営協議会は、委員 1 0 名以内で組織する。

2 委員は、森林整備等に関する学識経験を有する者等のうちから、知事の認可を受けて理事長が任命し、その任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(運営協議会会長)

第 3 6 条 運営協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 運営協議会会長は、運営協議会の会務を総括する。

3 運営協議会の議長は、運営協議会会長がこれに当たる。

4 運営協議会会長に事故あるとき、又は欠けたときは、委員のうちから、運営協議会会長があらかじめ定めた者がその職務を行う。

(委 任)

第 3 7 条 この章に規定するもののほか、運営協議会の運営について必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

第 9 章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

第 3 8 条 この法人の事業会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌 3 月 3 1 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 3 9 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 4 0 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書 (正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書) の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第 10 章 定 款 の 変 更 及 び 解 散

(定 款 の 変 更)

第 4 1 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 4 2 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公 益 認 定 取 り 消 し 等 に 伴 う 贈 与)

第 4 3 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下 認定法 という。）第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残 余 財 産 の 帰 属)

第 4 4 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 事 務 局

(事 務 局)

第 4 5 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免する。
- 4 その他の職員は、理事長が任免する。

第 12 章 公 告 の 方 法

(公 告 の 方 法)

第 4 6 条 この法人の公告は、主たる事務所の掲示板に掲げる方法により行う。

第 13 章 補 則

(委 任)

第 4 7 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は伊藤文吉、副理事長は中川耕平とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。